

東彼杵町告示 119号

東彼杵町地域包括支援センター設置要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和7年12月23日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

## 東彼杵町地域包括支援センター設置要綱の一部を改正する告示

東彼杵町地域包括支援センター設置要綱（平成19年告示第47号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(利用時間及び休館日) 第3条 支援センターの利用時間は、 <u>午前9時から午後4時30分</u> とする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、これを変更する ことができる。 2 (略)	(利用時間及び休館日) 第3条 支援センターの利用時間は、 <u>午前8時30分から午後5時15</u> 分とする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、これを変更する ことができる。 2 (略)

## 附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。